

神戸市公園緑地審議会運営要領【改正案】

平成19年5月24日
神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）規則第11条の規定に基づき、審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会に、審議会規則第8条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか、計画・緑化部会及び活用・運営部会を置くものとする。

(部会の内容)

第3条 前条に規定する計画・緑化部会は、神戸市における公園・緑地及び都市緑化等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

2 前条に規定する活用・運営部会は、神戸市の公園・緑地の活用や、管理運営に関することについて調査・検討・審議する。

3 審議会規則第8条に規定する風致地区内建築等審査部会は、同条第2項に定める事項のほか、神戸市における緑地保全・風致等に関する計画・施策について調査・検討・審議する。

(Web会議システムを利用した審議会への出席)

第4条 委員は、会長が必要と認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができるものとする。

2 Web会議システムによる出席は、神戸市公園緑地審議会規則第5条第2項に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年5月24日審議会決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成19年5月24日から施行する。

附 則（平成24年7月11日審議会決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月11日から施行する。

附 則（令和5年3月30日審議会決定）

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。